

ひだかしんきん  
レポート  
**2024**

「二十間道路」写真提供:新ひだか町役場



「サラブレットの親子」写真提供:新ひだか町役場

## CONTENTS

- 02 ごあいさつ
- 03 日高信用金庫と地域社会
- 05 令和5年度事業概況
- 06 令和6年度事業計画[経営計画]
- 07 役員・組織図／主要な事業の内容
- 08 内部統制について
- 12 総代会
- 14 中小企業の経営の改善および  
地域の活性化のための取組み状況
- 15 「経営者保証に関するガイドラインの  
活用状況」等の開示
- 16 当金庫のあゆみ
- 17 営業区域／店舗・ATM一覧
- 18 自己資本比率規制(第3の柱)による開示
- 27 役職員の報酬体系について／資料編
- 37 信用金庫法等で定められた  
開示項目索引

# 地域にとってなくてはならない 信用金庫を目指して。

## 経営理念

日高信用金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」を基本とし、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展、ひいては日本経済の発展に貢献します。

- 1 会員・取引先の信頼を確保し地域社会に貢献していくため、コンプライアンス態勢の徹底と更なる深化を目指します。
- 2 真のお客さま第一主義に徹し、地域ニーズへの適切な対応と利用者利便の向上を図ります。
- 3 地域社会の持続的発展に貢献するため、一層の健全性向上を目指します。このため、リスク管理態勢の確立や効率化を推進し、安定した収益基盤を構築します。
- 4 地域貢献を果たしていくための最大の経営資源は人であると位置づけ、高いコンプライアンス意識を持ち積極的な姿勢で金庫の基本方針の実現に寄与できる人材を育成します。

### 日高信用金庫の概要(令和6年3月31日現在)

- 本店所在地:〒057-0013  
浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2  
電話 (0146)22-4111
- 創立:大正10年4月13日
- 普通出資金:364,136,000円
- 会員数:10,312名
- 常勤役員数:124名(常勤役員7名、職員117名)



【シンボルマーク】

創立60周年を記念して制定したシンボルマークは青色は:太平洋と水産関連産業を、白色は:市街地・商工業と地域住民を、緑色は:日高山脈と農林・軽種馬関連産業を、それぞれ表しこれらを基盤に躍進する当金庫の姿勢を日高地方の扇形地形にあてはめて表したものです。

## これまでも これからも このまちで

皆さんには、日頃より日高信用金庫の業務運営に関し、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

今年度も当金庫の経営内容や業務活動などを、皆さんにより正しくご理解いただきため、「ひだかしんきんレポート2024」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

昨年度を振り返りますと、国内経済は、新型コロナウイルス感染症5類移行により、各地のイベントが再開されたほか、インバウンド需要も急速に回復するなど、平時を取り戻す動きがみえてまいりました。一方で、円安や物価高により国民生活にも大きな影響が出ているほか、3月には日本銀行がマイナス金利政策を解除したことにより、17年ぶりに政策金利が引き上げられ、今後の金融経済、実体経済にどのような影響が及ぶのか懸念されるところです。

道内の経済については、物価上昇の影響はあるものの、日本銀行の「地域経済報告(さくらレポート)」によれば、個人消費や観光、雇用・所得情勢などで回復、改善がみられ、景気は良化傾向にあるとしています。

地区内に目を向けますと、商工業では、エネルギー・原材料価格高騰のあおりを受ける中、価格転嫁が遅れた企業は、厳しい業況にされています。一次産業では、軽種馬生産業が日高軽種馬農協主催の競り市で年間売却総額を更新するなど好調を維持したものの、近年の地球温暖化と記録的な猛暑により、漁業では秋サケ等の漁獲量の減少や魚種の変化がみられ、農業では一部農作物に生産量の減少や品質低下がみされました。

しかし、地区内の観光入込は復調の兆しをみせており、日高振興局の発表によれば、令和5年度上期の観光入込客数は、前年同期比111.2%とコロナ前である令和元年度の約9割にまで回復し、更に「日高山脈襟裳十勝国立公園」の決定を踏まえ観光誘客の機運も高まりつつあり、今後の管内経済への効果が期待されております。

このような経営環境のもと、当金庫の令和6年3月期の業績は、皆さんのご支援により、預金残高が前期比61億円増加の1,577億円、貸出金残高は前期比26億円増加の885億円を確保することができました。また、収支面においては、本業の収益である資金運用収益は、有価証券利息配当金、預け金利息が増加しました。当期純利益は、経費は増加しましたが、特別損失、法人税等が減少し、前期比2億64百万円増益の4億67百万円となりました。

経営の体力・健全性を示す自己資本比率は、前期比0.69ポイント上昇の16.28%、自己資本額は、前期比4億41百万円増加の120億36百万円となり、皆さんに安心してお取引いただける経営内容となっておりますので、これまで以上のお取引をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年度は、新たな中期経営計画「ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』」の初年度とし、計画の実現に向け取組むとともに、各企業の課題解決に向けた伴走型支援に努めてまいります。

これからも地元の信用金庫として、皆さんのお役に立てるよう地域に寄り添い、地域の持続的な発展に貢献していく所存でございますので、何卒、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



日高信用金庫

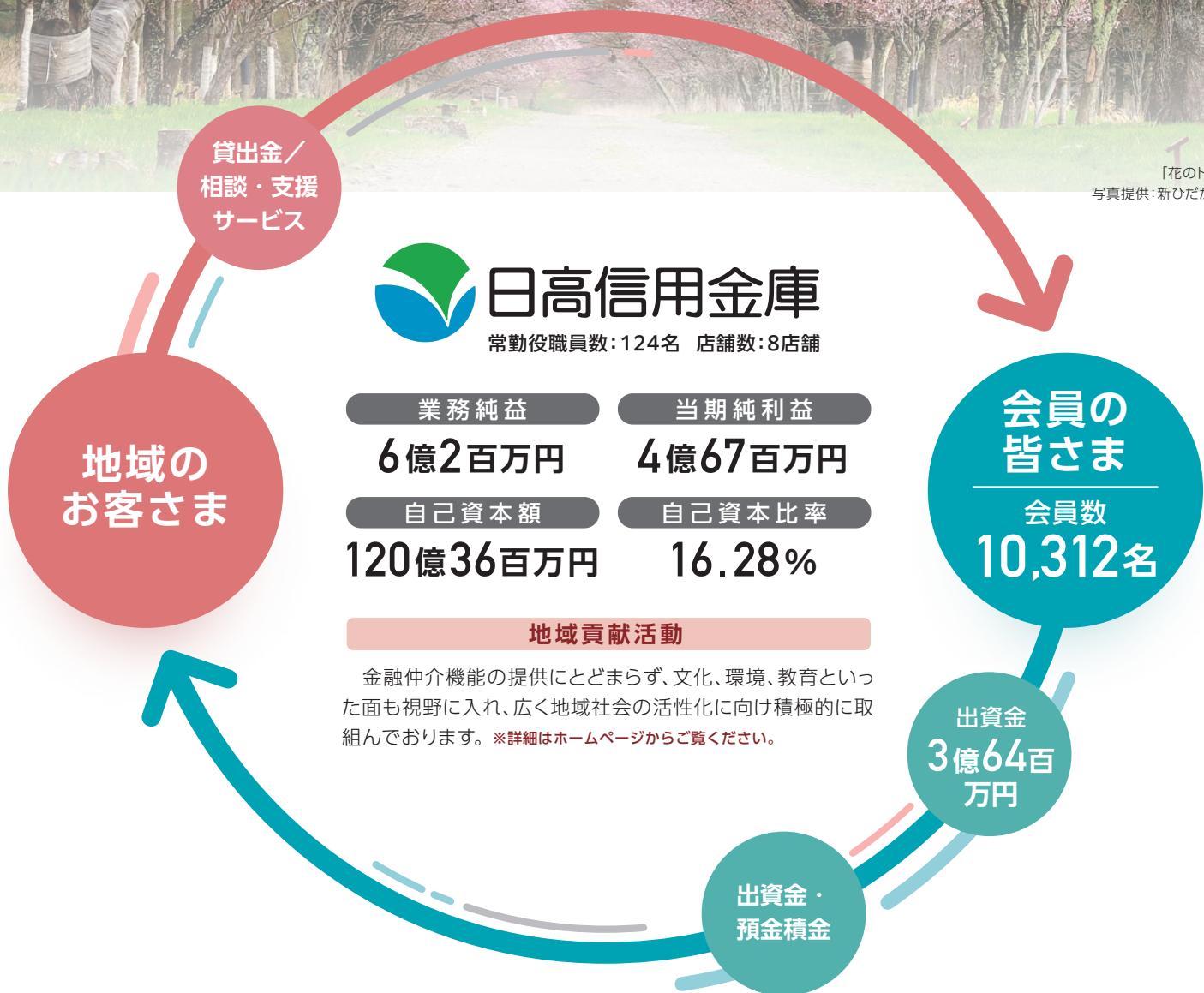
理事長 大沼 孝司

令和6年7月

# 日高信用金庫と地域社会

“ひだかしんきん”は、地域経済、文化・社会の活性化に向け積極的に取組んでおります。

「花のトンネル」  
写真提供：新ひだか町役場



## 地域のお客さまへのご融資について

お客様からお預入いただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。

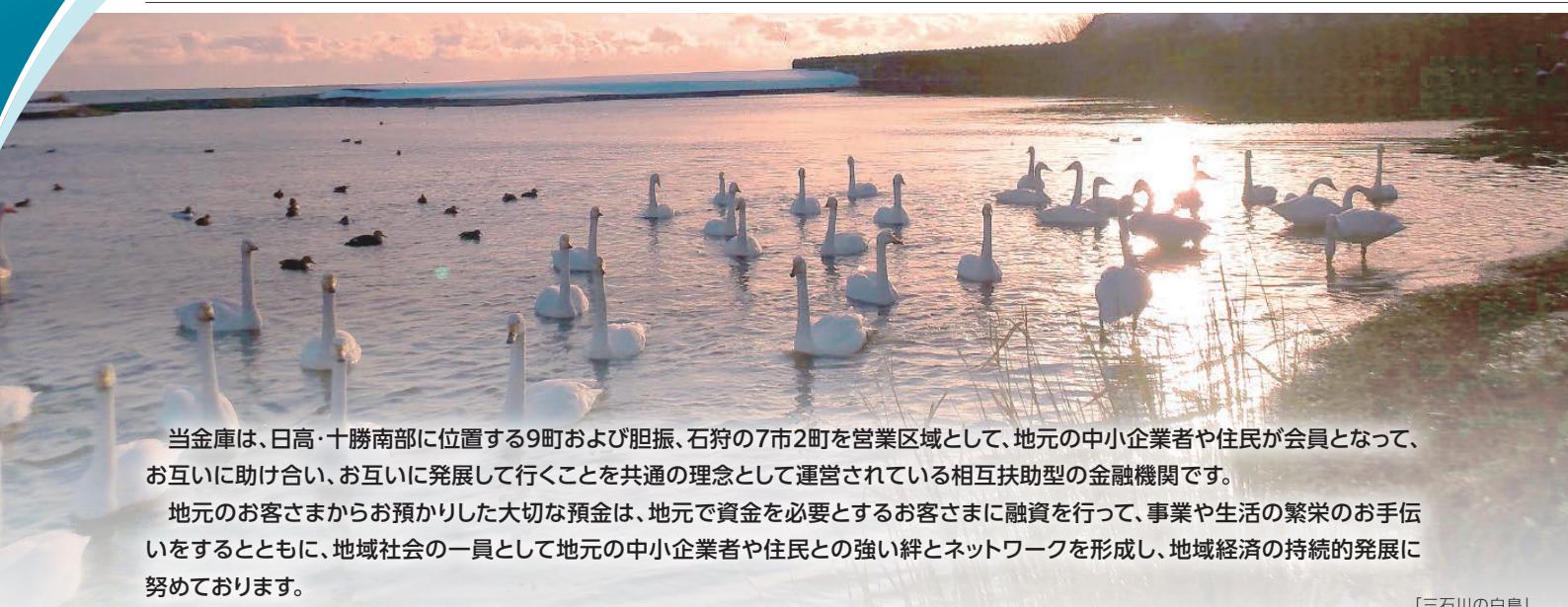
貸出金残高 **885億円** 預貸率 **56.13%**

## お客さまのご預金について

お客様からお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用に際し、安全確実に、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

預金積金等残高 (譲渡性預金含む) **1,577億円**

# 日高信用金庫と地域社会



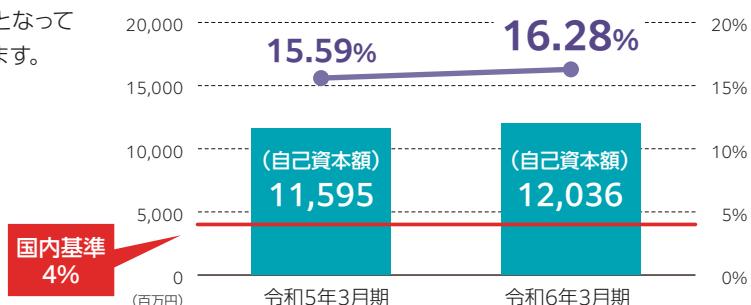
当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町および胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

「三石川の白鳥」  
写真提供:新ひだか町役場

## 自己資本比率について

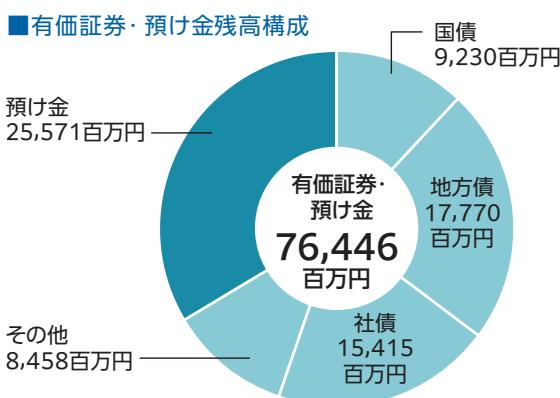
金融機関の健全性を示す自己資本比率は16.28%となっており、国内基準4%を大きく超える水準を維持しております。



## ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまの預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心にリスクに配慮した運用に努めています。この他、信金中央金庫定期預金等への預入により流動性リスクにも十分配慮しております。

**有価証券運用  
508億円**      **預証率  
32.25%**



## 地区内シェア

地元金融機関として地域の皆さんに安心してご利用いただいております。

営業区域(新冠郡から広尾郡)の銀行、信用金庫、信用組合におけるシェアです。

※本部・札幌支店の計数は含んでおりません。

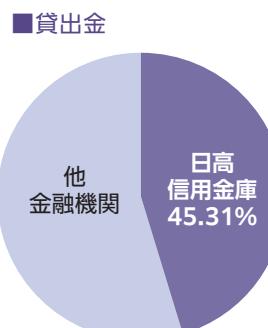
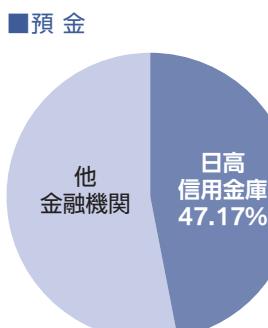
当金庫が指定金融機関となっている地域自治体

浦河郡  
浦河町

様似郡  
様似町

幌泉郡  
えりも町

日高郡  
新ひだか町



※計数は令和6年3月末現在

# 令和5年度事業概況

## ①事業方針

当金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」の経営理念にもとづき、永続性のある金庫経営の確立、地域密着型金融の一層の強化、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務を展開して参りました。

具体的には、新長期経営計画「ひだかしんきん『支援力の強化と変革への挑戦』3ヵ年計画」の最終年度として、信用金庫が持つ「独自性」を発揮し、営業基盤の維持・強化を図りつつ、収益力を強化するための重点課題を「①人材力の強化」、「②支援力の強化」、「③収益力の強化」、「④営業力の強化」、「⑤内部管理態勢の強化」とし、地域社会の持続的発展に貢献するために、地元でその存在価値を一層高めて行くことに取組んで参りました。

## ②金融経済環境

当金庫を取り巻く経済環境は、コロナ禍を経て、全体的には緩やかな回復基調となりつつも、エネルギー・原材料価格上昇などのインフレ圧力が、幅広い産業や消費に大きな影響を与えていました。

また、日本銀行がマイナス金利政策を解除したことにより、17年ぶりに政策金利が引き上げられ、今後の金融経済や実体経済に何らかの影響を与えるものとみられ、その動向を注視していく必要があります。

地域経済環境は、基幹産業の一つである軽種馬産業が、日高軽種馬農協主催の競り市において5年連続で過去最高売却総額を更新するなど、好調を維持しました。

しかしながら、漁業においては秋サケの漁獲量が過去5か年平均の2割程度にまで激減したほか、多くの業種でエネルギー・原材料価格上昇分の価格転嫁が遅れるなど、取引先は厳しい業況におかれています。

当金庫は地元金融機関として、金融の仲介機能を高め、金融・非金融の両面における課題解決に努め、各企業の課題に寄り添い事業継続・事業再構築・収益力の改善などに向け役職員一丸となって取組んで参ります。

## ③業績

このような経営環境の下、令和6年3月末の預金積金等残高は157,750百万円、前期に対して6,141百万円、4.05%の増加となりました。また、貸出金残高につきましては、88,555百万円、前期に対し2,657百万円、3.09%の増加となりました。

収支面では減収・増益となりました。経常収益は2,294百万円、前期に対し221百万円、8.81%の減少となり、経常費用は1,767百万円、前期に対し160百万円、8.30%減少しました。この結果、経常利益は526百万円(対前期比61百万円減少)、当期純利益は467百万円(対前期比264百万円増加)となりました。

### 最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
経常収益	千円	2,234,688	2,161,401	2,181,272	2,516,043	2,294,150
経常利益	千円	323,973	397,191	357,788	588,516	526,704
当期純利益	千円	199,162	272,761	349,715	202,720	467,335
出資総額	百万円	357	359	360	362	364
出資総口数	千口	7,144	7,186	7,219	7,253	7,282
純資産額	百万円	12,201	12,389	11,942	10,059	9,082
総資産額	百万円	145,579	164,321	165,838	162,647	167,579
預金積金等残高	百万円	132,088	150,778	153,131	151,609	157,750
貸出金残高	百万円	72,502	84,583	88,861	85,898	88,555
有価証券残高	百万円	53,155	55,338	54,298	48,688	50,875
単体自己資本比率	%	16.78	15.11	14.89	15.59	16.28
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	2	2	2.5	2	2
役員数	名	14	14	14	14	14
うち常勤役員数	名	7	7	7	7	7
職員数	名	121	124	123	118	117
会員数	名	9,426	9,710	9,944	10,162	10,312

# 令和6年度事業計画[経営計画]

新中期経営計画 ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』初年度計画

## ～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～

### 基本方針

地域金融機関として、金融仲介機能を高めるための「人財育成」と「職場環境づくり」、人財を活かしていくための「業務推進態勢の変革」と「業務の効率化」を目指します。

これらを推し進め、地域の発展に貢献するための支援力を高め、地域との強固なリレーションを構築します。

具体的には、中期経営計画の最終年度に当金庫が目指すべき姿を「持続可能な地域社会づくりに向けた支援の実践」として定め、初年度となる令和6年度の最重点課題を①人的基盤の確立「人財育成とより良い職場環境づくり」、②業務推進態勢の変革「業務効率化による効率的な業務推進態勢の変革」、また、継続的課題として③「内部管理態勢の強化」を定め推進していきます。

最  
重  
点  
課  
題

### 1. 人的基盤の確立 「人財育成とより良い職場環境づくり」

我々地域金融機関で働く職員には、ニーズの多様化、業務拡大などにより、様々なジョブスキルが必要となる。また、相談業務などの増加から、対話力や傾聴力といったスキルも求められている。地域金融機関として、地域が抱える様々な問題解決に取組み、持続可能な地域社会づくりに貢献していく「人財」を育成する。

当金庫で働く職員一人ひとりが培った経験や知識を活かせる職場、安心して働ける職場づくりに取組む。

### 2. 業務推進態勢の変革 「業務効率化による効率的な業務推進態勢の構築」

効率的な業務推進態勢を構築し、業務の生産性を高めるため、業務効率化の徹底とDX推進に取組む。

継  
続  
的  
課  
題

### 3. 内部管理態勢の強化

業務の健全性、適切性を確保し、地域社会からの信用を維持していくため、金庫経営の根幹である内部管理態勢の強化を図る。

# 役員・組織図／主要な事業の内容

役員

(令和6年6月18日現在)

理事長	大沼 孝司	理事	野畠 直高	(※1)
専務理事	新保 雄司	理事	木村 春夫	(※1)
常務理事	原口 広	理事	山本 康仁	(※1)
常勤理事	川村 学	理事	山本 満	(※1)
常勤理事	中居 知哉	常勤監事	島尻 諭	
常勤理事	林 美英	監事	幌村 司	
理事	菊地 竹勇	(※1)	員外監事	河村 一夫
				(※2)



\*1 理事 菊地 竹勇、野畠 直高、木村 春夫、山本 康仁、山本 満は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

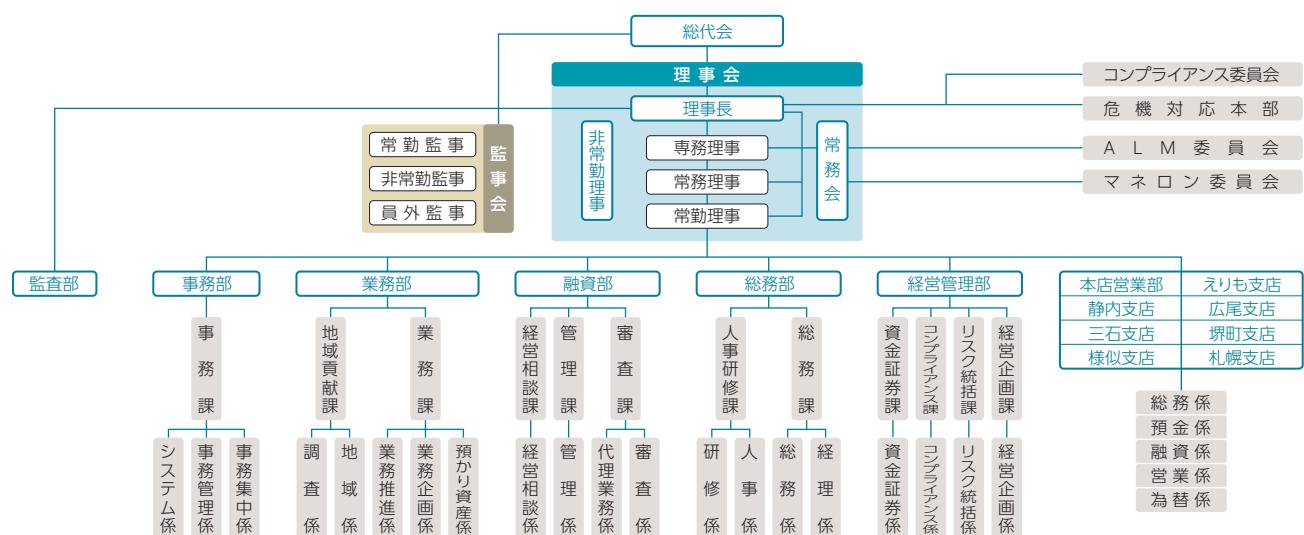
※2 監事 河村一夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 理事会・監事会の 開催

理事会は令和5年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。監査会は令和5年度中9回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。なお、監事はすべての理事会に出席しております。

## 組織圖

(令和6年6月18日現在)



## 主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
  - 2 資金の貸付け及び手形の割引
  - 3 為替取引
  - 4 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
    - (1)債務の保証又は手形の引受け
    - (2)有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするものに限る。)
    - (3)有価証券の貸付け
    - (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びね返り玉の買取り
    - (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
    - (6)短期社債等の取得又は譲渡
  - (7)次に掲げる者の業務の代理
    - 株式会社日本政策金融公庫
    - 独立行政法人住宅金融支援機構
    - 独立行政法人北方領土問題対策協会
    - 独立行政法人農林漁業信用基金
    - 農業信用基金協会
    - 漁業信用基金協会
    - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
    - 一般社団法人しんきん保証基金
    - 一般社団法人全国石油協会
    - 独立行政法人福祉医療機構
    - 独立行政法人労働者退職金共済機構
  - (8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
    - 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
    - (9)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
    - (10)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
    - (11)振替業
    - (12)両替
    - (13)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて信用金

庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)

(14) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）

5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）

6 法律により信用金庫が営むことのできる業務  
(1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条

(イ)保険業法(平成7年法律第103号)第273条  
第1項により行う保険募集

## (2)当せん金付証票法により行う宝くじ業務

(3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成12年法律第26号)の定めによるに、高

13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行

節名居住支援センターからの委託を受けて行  
う債務保証の申込の受付及び保証債務履行

④債務保証の手続の実行及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の

(管理回収業務を除く。) (平成18年決算額1,020万円)

(4)電子記録債権法(平成19年法律第102号)  
第58条第2項の定めるところにより、電子債

第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

# 内部統制について

当金庫では、業務の健全性および適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ①理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑧監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

※「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことをいいます。

## コンプライアンス（法令等遵守）

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを経営理念として、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという基本的姿勢から、いかに優良な、より発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Compla」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配付するなどを積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

## 日高信用金庫行動綱領

### ●信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

- 1.信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

### ●質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

- 2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

### ●法令やルールの厳格な遵守

- 3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

### ●地域社会とのコミュニケーション

- 4.経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

### ●人権の尊重

- 5.すべての人々の人権を尊重する。

### ●従業員の働き方、職場環境の充実

- 6.従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

### ●環境問題への取組み

- 7.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### ●社会参画と発展への貢献

- 8.当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

### ●反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

- 9.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

# 内部統制について

## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## お客さま保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

- 1.お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2.お客さまからのご相談または苦情につきましては、適切かつ十分に取扱います。なお、ご相談または苦情の申し立ては、各営業店または下記の相談窓口までご連絡ください。
- 3.お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って、適切に取得し、安全に管理いたします。
- 4.お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るために、適切に外部委託先を管理いたします。
- 5.お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用者となる方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信(融資)取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

### 【ご相談・苦情の相談窓口】

日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課  
TEL:0120-078-390 FAX:0146-22-0994

[住所] 〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2  
[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

## 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2)①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ③対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に対処できるその他方法
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

# 内部統制について

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要な事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

日高信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

### 1.運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、また、これらのポリシー・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

### 2.管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務部とし、事務部が関係する各部や営業店等と連携を図り、マネロン・テロ資金供与リスクに取組みます。

また、常務会の下部組織とするマネロン委員会が、マネロン・テロ資金供与リスクに係る事案について協議・検討を行います。

### 3.リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### 4.顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

### 5.疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

### 6.資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

### 7.役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 8.実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である事務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

### 9.顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るために周知、広報活動に取組みます。

## 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

### ●日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課

0120-078-390

住所:〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2

[受付時間]当金庫営業日の午前9時～午後5時

[受付媒体]電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

### ●全国しんきん相談所

電話番号:03-3517-5825

住所:〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

### ●北海道地区しんきん相談所

電話番号:011-221-3273

住所:〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

[受付時間]信用金庫営業日の午前9時～午後5時 [受付媒体]電話、手紙、面談

札幌弁護士会（電話:011-251-7730）、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

# 内部統制について

## リスク管理

当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握とともに、金融情勢の変化に対応できるように統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めています。

### 業務執行に伴い発生するリスクを次のカテゴリーに区分しております。

#### 信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めています。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、担当者の資質向上も図っております。

#### 市場リスク

市場リスクとは、資産(貸出金、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスクおよび流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。

#### ●オペレーションル・リスク

##### 事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を被るリスクのことです。当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

##### システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピュータが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫において最も重要なオンラインシステムは、しんきん共同セン

ターで管理運営されており、このシステムは、災害時に備え充分なバックアップ体制を整えております。

#### 法務リスク

法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、経営管理部コンプライアンス課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しております。

#### 風評リスク

風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くないわざ)の流布などによって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対しても速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議体制をとっています。

#### 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵などの結果、資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、災害や資産管理上の瑕疵などによる資産の毀損を極力低減し、業務運営環境の維持を図るために適切な有形資産の管理を行っております。

#### 人的リスク

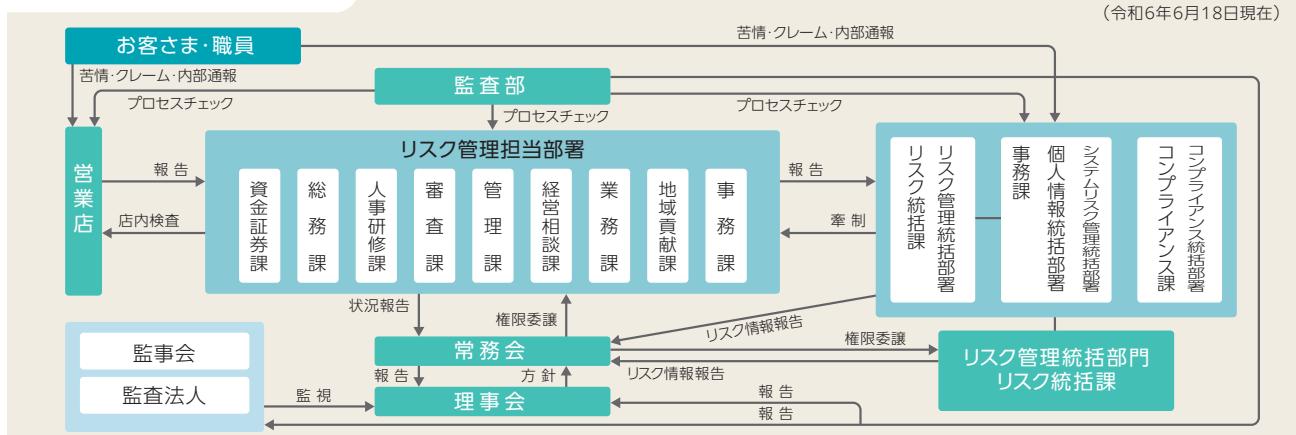
人的リスクとは、人材の流出、労務慣行や職場の安全管理上の過失、人事運営上の評価等に関する不公、セクシャル・ハラスメントなどによる差別的行為、メンタルヘルス、役職員の不正行為などにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、人材の確保および人材の育成などを前提としたうえで定義に基づくリスクを未然に回避し、円滑な業務を図るために適切な人的リスクの管理を行っております。

## 統合的なリスク管理を行うための組織体制

- リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しております。
- 各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めています。

### 【リスク管理に関する体系図】



# 総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算・取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

## 第102期通常総代会の開催

令和6年6月18日、第102期通常総代会を開催し、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。  
(総代総数78名:出席総代数78名、うち委任状によるもの20名)

### ●報 告 事 項

第102期業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件



### ●監 査 報 告

### ●決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任の件

第3号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

## 地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催し、理事長および専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。

また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めています。

## 日高信用金庫総代名簿

令和6年7月1日現在 定数80名:総数80名

### 浦河地区 定数20名 総数20名

上埜 哲男 ⑫	木下 浩一 ⑨	福井 秀一 ③
三島 信男 ⑪	武田 豊 ⑥	飛山小夜美 ②
上田 正則 ⑩	甲谷 賢一 ⑥	種本 尚志 ②
橋本 茂雄 ⑨	工藤 一康 ⑤	大谷 晃平 ①
大野 好彦 ⑨	谷川 智幸 ⑤	佐藤 尚武 ①
小林 孝範 ⑨	大針 光晴 ④	佐野 元健 ①
木田 尚孝 ⑨	奥田宗一郎 ④	

### 静内地区 定数17名 総数17名

河原 秀幸 ⑪	阿部 幸男 ⑧	中村 泰徳 ⑤
藤沢 一雄 ⑩	大森 康正 ⑧	不動雄一郎 ③
落合 俊英 ⑨	村田 修 ⑧	出口 直沖 ②
長浜 和也 ⑨	佐藤 雅裕 ⑦	
平野井 裕 ⑨	河田 貢 ⑥	
土屋 祐喜 ⑨	嵐 仁 ⑥	
不動 新作 ⑨	植村 訓浩 ⑥	

### 三石地区 定数8名 総数8名

八木 一洋 ⑨	中村 大志 ⑥	中村 亨一 ③
秋田 満 ⑧	田中 智也 ③	藤森 隆伸 ①
馬場 陽介 ⑧	山田 一郎 ③	

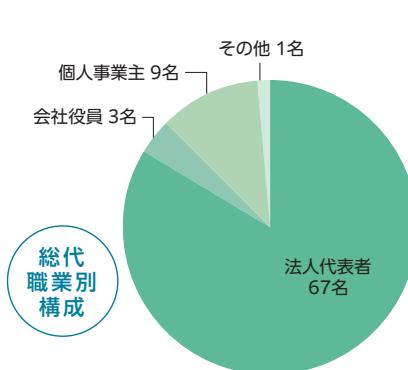
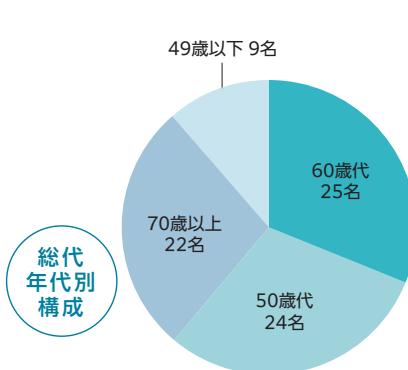
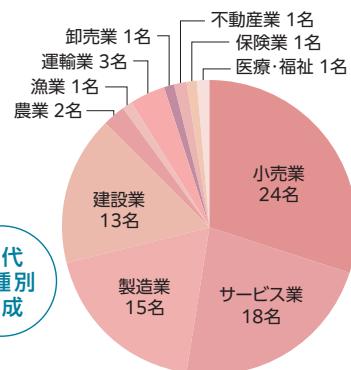
### 広尾地区 定数10名 総数10名

鏑木 真清 ⑧	石山 拓 ⑤	二口 祐樹 ①
中川 貢範 ⑧	堀田 真 ④	齊藤 一也 ①
亀田 卓司 ⑦	斎藤 英克 ①	
尾矢 利昭 ⑥	面野 一 ①	

### 札幌地区 定数6名 総数6名

遠藤さとみ ⑤	細田 行洋 ③	濱中 和大 ②
小室 雄次 ④	守屋 昌彦 ②	後藤 隆 ①

(順不同、敬称略 氏名の後の数字は 総代への就任回数)



# 総代会

## 総代とその選任方法

### 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。現総代の任期は令和8年6月30日までです。
  - 総代の定数は80名で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
- なお、令和6年7月1日現在の総代数は80名で、会員数は10,334名(令和6年6月末)です。

### 総代候補者選考基準

#### 1. 資格要件

- 金庫の会員であること
- 改選時現在75歳未満であること  
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

#### 2. 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- 行動力があり、積極的な方
- 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

#### 3. 構成要件

- 総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- 総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

#### 4. その他

上記のほか、別に定める「総代の辞任に関する基準」の2.の各項目に該当する者は総代候補者から除外する

### 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。  
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

### 総代の辞任に関する基準

#### 1. 辞任

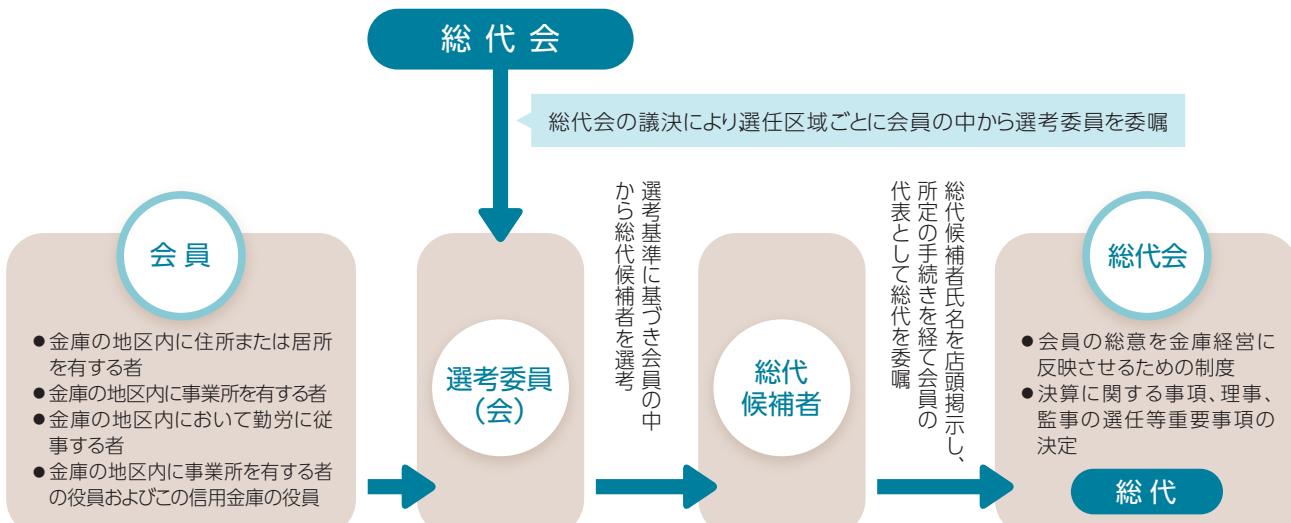
- 総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- 総代が死亡した場合

#### 2. 辞任勧告

- 総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえ当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。
- 禁錮以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
  - 当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
  - 反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
  - その他、上記に準ずる行為をしたとき

## 総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、選任区域ごとの会員数に応じて総代の定数を定めています。



# 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況

## (地域密着型金融推進計画)

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地元金融機関として地域への円滑な資金供給にとどまらず、地域経済の活性化、地域の持続的発展に貢献していくことが使命であると捉え、地域密着型金融を恒久的な重点課題として取組むこととしています。

具体的には、取引先企業への経営支援や創業・新規事業への支援のため、当金庫のコンサルティング機能の強化、関係機関との連携を図っています。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

●平成24年12月21日付で、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けました。

●地域の面的再生を促進する観点から、地域の関係者の力を総動員して中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的とし、北海道財務局、北海道経済産業局、自治体、北海道中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、地域金融機関、経営支援機関、専門家等が連携する「北海道中小企業支援ネットワーク」の構成機関として、平成24年9月20日付で登録しました。

●また、北海道が主管となり、地元金融機関や商工団体等の関係機関の連携を一層強化し、地域の特性や企業ニーズに応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を目的とした、「地域中小企業支援ネットワーク」の構成機関として、平成25年5月14日付で登録しました。

●さらに、当金庫が主体となって、地域の関係機関の連携を一層密にするために、平成25年5月17日付で「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」を構築し地域の中小零細企業やお取引先の経営改善や事業再生に向けた支援態勢を整備しています。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

#### 【創業・新規事業開拓の支援】

●創業や新規事業への展開を考えている先へ積極的なアプローチを展開し、支援した先は46先となりました。また、令和3年4月に当金庫創立100周年を記念して始まりました新規創業者への助成金事業では、3年間の合計で38先に対し960万円を交付しました。

#### 【事業性評価に基づく支援】

●取引先の財務データや担保・保証に過度に依存することなく、事業成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、積極的な支援を行いました。令和5年度の事業性評価実施先は40先、3月末現在の融資残高は80億円になりました。

#### 【経営改善・事業再生・事業承継等支援】

●経営支援機能のひとつとして、公的支援機関と連携した外部専門家派遣を行い、25先延べ55回の派遣実績となりました。内容は事業承継10先16回、経営改善9先30回、IT導入支援等6先9回を実施しています。また、この他に経営相談課主導による顧客訪問は12先延べ34回の実績となりました。内容は事業承継1先3回、経営改善6先23回、補助金申請支援等5先8回を実施しています。

●令和6年3月末現在、経営改善支援先は4先となっています。

### 4. 地域活性化に関する取組み状況

#### 【地域交流会の開催】

●若い世代の情報交換や懇親を目的とした「若手職員地域交流会」を各営業店で開催しました(8店舗、計12回)。開催時には、当金庫の若手職員と地域若手経営者、後継者、地元企業従業員の皆さんにご参加いただきました。

### 経営改善支援の取組み実績【令和5年4月～令和6年3月】

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 B	Bのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 C	Bのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 D	Bのうち再生計画を策定した先数 E	経営改善支援取組み率 B/A	ランクアップ率 C/B	再生計画策定率 E/B
正 常 先①	703	—	—	—	—	—	—	—
要注 意先 うちその他要注意先②	189	—	—	—	—	—	—	—
う ち 要 管 理 先③	1	—	—	—	—	—	—	—
破 綻 懸 念 先④	149	4	—	4	4	2.6	—	100.0
実 質 破 綻 先⑤	13	—	—	—	—	—	—	—
破 綻 先⑥	3	—	—	—	—	—	—	—
小 計 ② ~ ⑥	355	4	—	4	4	1.1	—	100.0
合 計	1,058	4	—	4	4	0.3	—	100.0

(注)1.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主含む)で、地方公共団体および個人ローン・住宅ローンのみの先は含めておりません。

2.経営改善支援取組み先で期中に返済を完了した債務者は、ランクアップほかの項目には含めておりません。

3.「要管理先」から「その他要注意先」に移行した場合はランクアップ、「その他要注意先」から「要管理先」に移行した場合は「ランクダウン」として区分しております。

4.期中に新たに取引を開始した取引先は本表には含めておりません。

#### 【事業者サポート】

●農業振興の一環として「新商品開発サポート事業」を実施し、浦河町と様似町の地場産品である夏いちごの規格外品を活用するために、地元企業3社に商品開発を依頼しました。また、「ひだかしんきん夏いちごフェア」を開催し、開発商品等のPR販売を実施しました。

#### 【連携事業】

●日高地域の活性化に向け、北海道日高振興局との包括連携協定に基づき、「食材・加工食品 買って応援!」の共同実施、「胆振・日高 食のブランド・ステップアップ相談会」への後援など、各種事業を推進しました。

●地域のまちづくりに向け、各町との包括連携協定に基づき、二十間道路桜並木環境保全活動(新ひだか町)や、移住者交流イベント(浦河町)、エンルム岬DEゴミ拾い(様似町)、植樹祭(えりも町)等に参加しました。また、当金庫札幌支店において、各町の特産品や観光商品を展示する「札幌支店ロビー展」を開催しました。

●住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、各町と協定を結び、地域の見守り支援を行う活動を行っています。

●札幌方面浦河警察署、札幌方面静内警察署、釧路方面広尾警察署と「地域との安全・安心に関する協定」を結び、各署と連携して、特殊詐欺等の金融犯罪に対する啓発等を実施しています。

### 5. 地域貢献活動

#### 【金融経済教育の推進】

●金融教育の一環として、地元小学校等にて「そろばん教室」を実施しました。

●インターナンスippの引受実績4校(浦河高等学校、えりも高等学校、静内高等学校、広尾高等学校)

●高齢者等へは金融被害の未然防止のため、各営業店で行う行事毎に啓蒙活動を行いました。

#### 【環境整備事業】

●各町において、計12本の桜を植樹しました。

#### 【社会福祉事業】

●各町の施設に車いすや遊具等を寄贈しました。

#### 【青少年育成事業】

●各町に児童図書等を寄贈しました。また、浦河町立図書館雑誌スポーツセンター制度へ協賛し、子供向けの月刊誌を寄贈しました。

●地域の高校生の能力向上の一助となることを目的とした「高校応援プロジェクト」を実施しました。

#### 【学生モニター制度】

●令和5年度は7名の学生モニターにより、年3回のレポート提出が行われ、「企業に求めること、期待すること」「地方の過疎化」などをテーマとして、若い世代からの金庫業務を含む地元地域に対する貴重な意見を多数いただきました。

#### 【特別奨学金《カムバッック・JIMOTO》】

●大学などへ進学後、Uターンを志向する学生をバックアップし、地元発展の貴重な担い手となってもらうことを目的に、令和3年度からの継続事業として行い、令和5年度では9名の学生に奨学金を給付、Uターンにより地元企業へ就職した1名に就職準備金を支給しました。

※上記の他に様々な活動を行っています。詳しくはホームページからご覧ください。

(単位:先、%)

# 「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等の開示

## 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は699件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は71.84%、保証契約を解除した件数は49件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は0件です。

### (1) 経営者保証に関する取組方針

#### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、下記のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求める可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する苦情・相談等につきましては、次の相談窓口にて承ります。

#### ●経営管理部コンプライアンス課

電話番号: 0120-078-390(フリーダイヤル)  
[受付時間]当金庫営業日の午前9時~午後5時

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する相談・要望等につきましては、最寄りの営業店および次の相談窓口にて承ります。

#### ●融資部審査課

電話番号: 0146-22-7661  
[受付時間]当金庫営業日の午前9時~午後5時

### (2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

(単位:件、%)

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	193	699
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.19	71.84
保証契約を解除した件数	38	49
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0

# 当金庫のあゆみ

大正 昭和 平成 令和		年月	出来事
10年	4月	有限責任浦河信用組合設立	
6年	9月	初代組合長北川貞七就任、組合員数150名	
10年	4月	創立10周年を記念し、祝賀活動写真会を開催	
16年	3月	組織変更にて、保証責任浦河信用組合となる	
19年	3月	創立20周年、期末預金残高344,023円、貸出金残高94,301円、出資金65,118円、組合員数530名	
24年	10月	市街地信用組合法に基づき、浦河信用組合に組織変更	
25年	4月	幌泉、様似、荻伏、三石、静内の各町村に営業地区拡張	
9月		中小企業等協同組合法に基づき、浦河信用組合に組織変更	
27年	2月	9月 様似支所オープン	
	5月	27年 信用金庫法により「日高信用金庫」と組織変更並びに名称変更	
	5月	新冠郡新冠村に営業地区拡張	
	7月	幌泉支店オープン	
	8月	8月 静内支店オープン	
28年	4月	28年 三石支店オープン	
30年	10月	30年 10月 本店新築落成、創立35周年記念式典挙行	
33年	4月	33年 4月 広尾郡広尾町に営業地区拡張	
	5月	5月 広尾支店オープン	
36年	7月	36年 7月 創立40周年記念式典挙行	
	11月	11月 歌笛出張所オープン	
39年	4月	39年 4月 幌泉町指定金融機関の指定受く	
42年	3月	42年 3月 浦河町指定金融機関の指定受く	
	6月	6月 三石町指定金融機関の指定受く	
44年	11月	44年 11月 本店店舗新築落成並びに創立50周年記念式典挙行	
45年	10月	45年 10月 幌泉支店、町名改称により「えりも支店」と改称	
48年	5月	48年 5月 広尾郡大樹町、忠類村に営業地区拡張	
49年	4月	49年 4月 様似町指定金融機関の指定受く	
50年	10月	50年 10月 北海道信金共同事務センター加盟、本店営業部普通預金オンライン化実施	
53年	12月	53年 12月 日本銀行と当座預金取引開始	
54年	12月	54年 12月 日本銀行歳入代理店として本店営業部指定受く	
55年	11月	55年 11月 山手支店オープン	
56年	10月	56年 10月 北海道信金共同事務センター新総合オンラインシステムへ移行	
	10月	10月 創立60周年記念式典挙行	
	12月	12月 「現金自動預金払出機(ATM)」本店営業部に導入	
57年	9月	57年 9月 堀町支店オープン	
58年	10月	58年 10月 証券業務の国債窓口販売の取扱開始	
59年	6月	59年 6月 本店営業部が日本銀行国債代理店の事務取扱開始	
	10月	10月 大通支店オープン	
	12月	12月 預金残高500億円達成	
61年	1月	61年 1月 浦河町役場内に店舗外ATM設置	
62年	11月	62年 11月 浦河赤十字病院内に店舗外ATM設置	
63年	10月	63年 10月 北海道信金共同事務センター第三次オンラインシステムへ移行	
	12月	12月 歌笛出張所店舗新築オーピン	
2年	4月	2年 4月 静内支店店舗新築オーピン	
3年	10月	3年 10月 創立70周年記念式典挙行	
4年	3月	4年 3月 創立70周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、静内、三石、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、1町当たり、500万円、総額3,500万円の寄付)	
	8月	8月 歌笛出張所が歌笛支店に昇格	
8年	2月	8年 2月 浦河赤十字病院へ在宅介護巡回車および介護機器寄贈	
9年	5月	9年 5月 平成8年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合えりも支署)	
10年	1月	10年 1月 平成9年度の消防関係車両寄贈 (南十勝消防事務組合広尾消防署)	
	7月	7月 平成10年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合静内消防署)	
11年	2月	11年 2月 西暦2000年問題対策委員会発足	
	9月	9月 為替集中システム運用開始	
	10月	10月 平成11年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合三石支署)	
平成		12年 12月	平成12年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合新冠支署)
令和		13年 8月	13年 8月 保険窓口業務取扱開始
平成		9月	9月 預金残高1,000億円達成
令和		10月	10月 平成13年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合浦河消防署)
平成		11月	11月 創立80周年記念式典挙行
令和		14年 8月	14年 8月 コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
平成		10月	10月 生命保険窓口業務取扱開始
令和		10月	10月 平成14年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合様似支署)
平成		12月	12月 パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
令和		15年 3月	15年 3月 当金庫ホームページを公開
平成		7月	7月 マックスバリュ静内店内に店舗外ATM設置
令和		10月	10月 三石支店移転オープン
平成		16年 7月	16年 7月 「 shin-kanbiznes・マッチングサービス 」取扱開始
令和		11月	11月 決済用普通預金取扱開始
平成		17年 10月	17年 10月 印鑑照合システム導入
令和		18年 2月	18年 2月 WEBパンキング取扱開始
平成		7月	7月 (例)北海道じんきん情報サービス為替発信業務委託
令和		8月	8月 札幌事務所オープン
平成		19年 7月	19年 7月 歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼動開始
令和		9月	9月 札幌支店オープン
平成		21年 7月	21年 7月 北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との包括連携協定締結
令和		7月	7月 為替集中システムスキャナー方式へ移行
平成		9月	9月 共通印鑑制度導入
令和		22年 8月	22年 8月 新ひだか町静内地区および様似町の店舗統廃合を実施し、山手支店および大通支店営業終了
平成		23年 3月	23年 3月 視覚障がい者対応ハンドセット付 ATM導入開始
令和		3月	3月 日高信用金庫学生モニター制度創設
平成		10月	10月 創立90周年記念式典挙行
令和		24年 3月	24年 3月 歌笛出張所ATM稼動終了
平成		11月	11月 ICキャッシュカード取扱開始
令和		12月	12月 「経営革新等支援機関」として認定受く
平成		25年 2月	25年 2月 しんきん電子記録債権サービス取扱開始
令和		5月	5月 「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立
平成		27年 3月	27年 3月 視覚障がい者対応ハンドセット付 ATMを全てのATMで導入
令和		4月	4月 地方創生サポート室設置
平成		28年 7月	28年 7月 様似町との包括連携協定の締結
令和		11月	11月 広尾支店舗新築オープン
平成		30年 8月	30年 8月 相続支援システム導入
令和		9月	9月 浦河町との包括連携協定の締結
平成		10月	10月 営業支援システム導入
令和		元年 11月	元年 11月 ひだかしんきん通帳アプリ取扱開始
平成		2年 4月	2年 4月 広尾町との包括連携協定の締結
令和		6月	6月 えりも町との包括連携協定の締結
平成		3年 1月	3年 1月 新ひだか町との包括連携協定の締結
令和		2月	2月 新冠町との包括連携協定の締結
平成		3月	3月 預金残高1,500億円達成
令和		4月	4月 創立100周年
平成		10月	10月 札幌支店リニューアルオープン
令和		4年 2月	4年 2月 札幌方面浦河警察署との包括連携協定の締結
平成		3月	3月 創立100周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、新ひだか、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、1町当たり、1,000万円、総額6,000万円の寄付)
令和		7月	7月 日高徳洲会病院内に店舗外ATM設置
平成		9月	9月 新ひだか町役場内に派出所を開設
令和		5年 4月	5年 4月 新ひだか町指定金融機関の指定受く
平成		9月	9月 本店営業部仮店舗営業開始
令和		10月	10月 出資証券のペーパレス化(不発行)開始
平成		6年 3月	6年 3月 本店社屋取壟

# 営業区域／店舗・ATM一覧

皆さまとの  
コミュニケーションの  
場です。



## 店舗一覧とATMの営業時間

貸 貸金庫設置

夜 夜間金庫設置

令和6年6月18日現在

店舗名	住 所	電話番号	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
① 本店営業部*	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目1番地2	※ 貸 (0146)22-4111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
② 堀 町 支 店	〒057-0034 浦河郡浦河町堀町西1丁目83番59号	夜 (0146)22-5611	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
③ 静 内 支 店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号	貸 夜 (0146)42-1531	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
④ 三 石 支 店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	貸 (0146)33-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑤ 様 似 支 店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2	貸 (0146)36-2341	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑥ え り も 支 店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(0146)2-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑦ 広 尾 支 店 *	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558)2-3161	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑧ 札 品 支 店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4	(011)200-7070	—	—	—	—

\*本店営業部は現在、店舗建替に伴い上記住所にて仮店舗営業しております。貸金庫は堀町支店に仮設置しお取扱いしております。

※広尾支店は11:30~12:30の間、窓口を閉鎖しております。

## 店外ATM設置場所

名 称	住 所	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
浦 河 町 役 場 内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00~16:00	—	—	—
浦 河 赤 十 字 病 院 内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00~18:00	—	—	—
浦 河 町 パ セ オ 堀 町 店 内	浦河郡浦河町堀町東6丁目493	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
マックスバリュ 静 内 店 内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1-69	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日 高 徳 洲 会 病 院 内	日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号	9:00~18:00	9:00~17:00	—	—

視覚に障がいをお持ちの方に配慮した  
「ハンドセット付ATM」の設置について

当金庫の全てのATMは、視覚に障がいのある方でも操作が可能な  
「ハンドセット付ATM」となっております。(なお、札幌支店はATMを設置しておりません。)

ハンドセット付ATMとは

プッシュボタン付受話器(電話機と同一のボタン配列となっているハンドセット)から、音声ガイドにより操作手順をご案内するATMです。なお、ハンドセットを使用しない場合は、通常のATMとしてご利用いただけます。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

自己資本比率規制(バーゼルⅢ(国内基準))による開示は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示8号)」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのある第3の柱における、「標準的手法」、「国内基準」に基づき開示しております。

## 最低所要自己資本比率

第 1 の柱

第1の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が最も大きな特徴です。また、この分母には、オペレーショナル・リスク(オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額)が含まれております。

自己資本の額(コア資本に係る基礎項目－コア資本に係る調整項目)

≥ 4%

信用リスク・アセットの合計額+オペレーショナル・リスク

## 金融機関の自己管理と監督上の検証

第 2 の柱

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また、監督当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることなどが求められております。

## 市場規律

第 3 の柱

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計測手法等について以下の情報開示が求められています。

- ①自己資本の構成に関する開示
- ②定性的な開示
- ③定量的な開示

### ① 自己資本の構成に関する開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項 ..... 19

### ② 定性的な開示事項

- 自己資本調達手段の概要 ..... 20
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ..... 20
- 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤーおよび証券化エクスポートジャーヤーを除く) ..... 21
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 ..... 24
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 ..... 24
- 証券化エクスポートジャーヤーに関するリスク管理の方針および手續の概要 ..... 24

### ③ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

- 出資等エクスポートジャーヤーに関するリスク管理の方針および手續の概要 ..... 25

- 金利リスクに関するリスク管理の方針および手續の概要 ..... 26

### ④ 定量的な開示事項

- 自己資本の充実度に関する事項 ..... 20
- 信用リスクに関する事項 ..... 21
- 信用リスク削減手法に関する事項 ..... 24
- 出資等エクスポートジャーヤーに関する事項 ..... 25
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤーに関する事項 ..... 25
- 金利リスクに関する事項 ..... 26

# 自己資本比率規制(自己資本の構成)による開示

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	(1)	令和5年3月期	令和6年3月期
<b>コア資本に係る基礎項目</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,778	11,778	12,233
うち、出資金及び資本剰余金の額	362	362	364
うち、利益剰余金の額	11,430	11,430	11,883
うち、外部流出予定額(△)	14	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	237	237	219
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	237	237	219
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	12,016	12,453
<b>コア資本に係る調整項目</b>	(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	22	14
うち、のれんに係るもの	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22	22	14
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	397	397	401
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	420	416
<b>自己資本</b>			
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	11,595	12,036
<b>リスク・アセット等</b>	(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	70,531	70,531	69,949
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 720	△ 720	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,832	3,832	3,963
信用リスク・アセット調整額	—	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	74,364	73,913
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率((ハ)/(二))		15.59	16.28

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

### 用語 解説

- **リスク・アセット** …… リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
- **自己資本比率** …… 自己資本の額÷リスク・アセット等の額の合計額。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

## 2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

### 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和5年3月期		令和6年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	70,531	2,821	69,949	2,797
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	71,251	2,850	69,949	2,797
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	280	11	280	11
我が国の政府関係機関向け	381	15	421	16
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,151	246	4,160	166
法人等向け	46,370	1,854	48,530	1,941
中小企業等向け及び個人向け	6,486	259	6,993	279
抵当権付住宅ローン	1,340	53	1,515	60
不動産取得等事業向け	5	0	5	0
三月以上延滞等	9	0	3	0
取立未済手形	10	0	7	0
信用保証協会等による保証付	720	28	677	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	35	1	4	0
出資等のエクスポージャー	35	1	4	0
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	8,703	348	6,521	260
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	2,451	98	751	30
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	514	20	734	29
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	158	6	167	6
株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	381	15	348	13
上記以外のエクspoージャー	5,196	207	4,518	180
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	736	29	809	32
ルック・スルー方式	736	29	809	32
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,832	153	3,963	158
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	74,364	2,974	73,913	2,956

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額のことです。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

$$\left( \begin{array}{l} \text{オペレーション・リスク相当額} \\ \text{(基礎的手法)} \end{array} \right) \times \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 用語解説

- 所要自己資本 … 各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)
- エクspoージャー … リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- 抵当権付住宅ローン … 自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものを指しています。
- 不動産取得等事業者 … (代表的な解釈)不動産の取得又は運用による目的とした事業者。
- オペレーション・リスク … 金庫の業務上において不適切な処理などで生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 3.信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」、「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すなど、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、与信額や予想デフォルト率のデータを整備し、VaRモデルを用いて信用リスク量を計測して信用リスク管理に活用しています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制しております。

一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、担保処分可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先および破綻先については、債権額から担保処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用した適格格付機関は次のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

①国内発行体：●株式会社格付投資情報センター(R&I) ●株式会社日本格付研究所(JCR)

②海外発行体：●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) ●S&Pグローバル・レーティング(S&P)

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

### 〈地域別・業種別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高						三月以上延滞 エクspoージャー	
		貸出金、コミットメントおよびその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券					
		令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
国 内	内	132,673	138,198	92,100	95,332	40,573	42,865	104	131
国 外	外	5,744	5,664	—	—	5,744	5,664	—	—
地 域 別 合 計		138,418	143,862	92,100	95,332	46,318	48,530	104	131
製 造 業	業	4,709	5,841	4,153	5,308	556	532	1	—
農 業 、 林 業	業	3,807	4,117	3,807	4,117	—	—	33	8
漁 業	業	107	107	107	107	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	業	443	390	443	390	—	—	—	—
建 設 業	業	8,062	7,986	7,394	7,332	668	653	8	—
電 気 、 ガス 、 熱 供 紙 、 水 道 業	業	2,855	3,257	720	697	2,134	2,559	—	—
情 報 通 信 業	業	174	177	76	78	97	98	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	業	1,611	1,808	619	580	992	1,228	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	業	5,050	4,995	4,571	4,525	478	469	10	20
金 融 業 、 保 険 業	業	8,888	8,631	1,818	1,304	7,070	7,327	—	—
不 動 産 業	業	37,621	38,107	37,222	37,815	398	292	—	—
物 品 賃 貸 業	業	1,785	2,441	1,785	2,441	—	—	—	77
学術研究、専門・技術サービス業	業	593	593	593	593	—	—	—	—
宿 泊 業	業	289	282	289	282	—	—	—	—
飲 食 業	業	668	615	668	615	—	—	—	4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	業	1,177	995	1,177	995	—	—	—	4
教 育 、 学 習 支 援 業	業	338	320	338	320	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	業	1,494	1,467	1,494	1,467	—	—	0	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	業	1,661	1,740	1,661	1,740	—	—	—	—
国・地方公共団体等	合計	42,663	45,027	8,743	9,659	33,920	35,367	—	—
個 人	合計	14,411	14,957	14,411	14,957	—	—	48	16
業 種 别 合 計		138,418	143,862	92,100	95,332	46,318	48,530	104	131

(注)1.貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでおります。

2.コミットメントとは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸借契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。

3.オフ・バランス取引には、債務保証および代理業務貸付を含んでおります。

4.「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利回りが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

〈有価証券の種類別の残存期間別の残高〉

令和6年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
有価証券	2,258	494	3,504	1,909	7,308	37,348	1,217	54,040
国債	1,000	—	—	—	—	9,020	—	10,021
地方債	1,200	—	2,206	100	4,109	10,990	—	18,606
公社公団債	57	58	657	1,309	1,800	5,290	—	9,174
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
その他社債	—	200	—	100	1,099	5,646	—	7,046
外国証券	—	201	100	100	300	6,400	800	7,901
株式	—	—	—	—	—	—	3	3
投資信託	—	—	500	300	—	—	408	1,208
その他の証券	—	33	40	—	—	—	5	79

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

令和5年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
有価証券	2,578	2,398	659	5,035	6,011	32,651	1,086	50,421
国債	1,199	1,000	—	—	—	6,764	—	8,964
地方債	1,199	1,200	—	2,207	2,710	9,988	—	17,306
公社公団債	78	97	56	1,627	1,601	5,390	—	8,853
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
その他社債	—	100	300	500	1,099	4,108	—	6,108
外国証券	100	—	201	100	400	6,400	640	7,841
株式	—	—	—	—	—	—	3	3
投資信託	—	—	—	600	200	—	439	1,239
その他の証券	—	—	100	—	—	—	4	104

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

## □.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

34ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 八. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		当期減少額				期末残高			
	令和5年 3月期	令和6年 3月期										
製造業	165	238	238	231	—	—	477	238	238	231	—	—
農業、林業	90	89	89	25	6	12	209	76	89	25	—	—
漁業	—	14	14	—	—	—	20	14	14	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	97	—	—	20	—	—	97	—	—
建設業	51	72	72	59	—	—	74	72	72	59	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	11	11	10	—	—	—	11	11	10	—	—
情報通信業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
運輸業、郵便業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	160	89	89	83	11	3	145	85	89	83	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	0	—	—	0	—	—	1	—	—	0	—	—
物品賃貸業	—	61	61	76	—	—	—	61	61	76	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	4	0	0	—	2	—	2	0	0	—	—	—
宿泊業	87	16	16	—	—	—	—	16	16	—	—	—
飲食業	5	5	5	3	—	—	4	5	5	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	0	0	4	—	—	—	0	0	4	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	93	103	103	67	—	13	57	89	103	67	—	—
その他サービス業	50	45	45	—	—	—	2	45	45	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	180	180	180	143	—	148	182	32	180	143	—	—
合計	892	929	929	805	20	179	1,199	750	929	805	—	—

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	令和5年3月期		令和6年3月期			
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し		
0%	—	40,420	—	—	53,795	
10%	—	15,873	—	—	15,767	
20%	2,706	35,345	3,273	—	26,027	
35%	—	3,921	—	—	4,265	
50%	3,609	74	4,191	84	—	
75%	—	8,179	—	—	8,756	
100%	508	52,328	—	—	53,835	
150%	—	254	—	—	232	
250%	—	1,050	—	—	375	
1,250%	—	—	—	—	—	
合計	6,823	157,447	7,464	163,140		

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておません。

用語  
解説

- リスク・ウェイト …… 債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。
- 適格格付機関 …… 自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくななど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」および「担保評価規程」等により、適切な事務の取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、一般社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポートとして適格格付機関が付与している格付により判定を行っております。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	851	756	14,604	14,566

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 5.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針および手続の概要

該当するものはありません。

## 6.証券化エクスポートに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫における証券化取引は投資業務(投資家)があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、運用対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

21ページ記載の適格格付機関をご参考ください。

### 投資業務(投資家)の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

#### イ.保有する証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳

該当するものはありません。

#### ロ.保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの 残高および所要自己資本の額等

該当するものはありません。

#### ハ.保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当するものはありません。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 7.オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情等に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しております。

現状、オペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

## 8.出資等エクスポートナーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等エクスポートナーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合への出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価および上場株式時価×△20%×β値(個別銘柄の感応度を示す指標)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」、「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けています。また、その取引については、事務部門(バックオフィス)が外部証票との照合により内容を確認するなど、投資執行部門(フロントオフィス)に対して牽制が働く体制としています。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

### イ.貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	32	32	—	—
非上場株式等	518	—	738	—
合計	551	32	738	—

(注)投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクスポートナーに該当するものは、一括して上場株式等に含めております。

### ロ.出資等エクスポートナーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	令和5年3月期	令和6年3月期
売却益	21	22
売却損	35	—
償却	—	—

(注)1.損益計算書における損益の額を記載しております。

2.売却損益には投資の目的で出資した投資事業組合分の損益は含まれておりません。

### ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

### 二.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

## 9.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

(単位:百万円)

区分	令和5年3月期	令和6年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポートナー	1,852	2,013
マンデート方式を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポートナー	—	—

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 10. 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

### 「リスク管理の方針および手続の概要」

#### 1.リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

リスク管理および計測の対象となる金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資産利益の変動としたうえで管理を行っております。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」および「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定しております。

### 「金利リスクの算定手法の概要」

#### 1.開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ に関する以下の事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.125年としております。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.5年としております。
- ③流動性預金への満期割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提  
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ⑤複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

#### 2.金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ①金利ショックに関する説明  
統合的リスク管理においてはVaRにてリスク量を計測し、定期的に常務会へ報告しております。

#### 2.リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当金庫は自己資本に対する銀行勘定の金利リスク量(以下、「IRRBB」という。)の比率を算出・管理することで健全性の確保に努めております。

#### 3.金利リスク計測の頻度

当金庫は3月・6月・9月・12月を基準として、四半期毎にIRRBBを計測しております。

#### 4.ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む。)に関する説明

当金庫は削減手法を採用しておりません。

### 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項 番		IRRBB1:金利リスク			
		$\Delta EVA$		$\Delta NII$	
		令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
1	上方パラレルシフト	5,526	6,178	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	267	214
3	ステイープ化	5,000	5,517		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,526	6,178	267	214
		令和5年3月期		令和6年3月期	
8	自己資本の額	11,595		12,036	

#### 用語解説

- $\Delta EVA$  …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。
- $\Delta NII$  …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。

## 役職員の報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	116

(注)1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」88百万円、「退職慰労金」27百万円となっております。  
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れられた役員退職慰労引当金の額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、上記1.対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

# 資料編

## CONTENTS

### 財務諸表

貸借対照表	28
損益計算書	29
剰余金処分計算書	29
貸借対照表の注記	30
会計監査人の監査	31
財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性の確認	31
経営指標	
業務粗利益	32
業務純益	32
資金運用収支の内訳	32
利鞘	32
利益率	32
受取・支払利息の分析	32
預金指標	
預金積金および譲渡性預金平均残高	33
定期預金残高	33

### 貸出金指標

貸出金平均残高	33
貸出金残高	33
貸出金の担保別内訳	33
債務保証見返の担保別内訳	33
貸出金使途別残高	33
貸出金業種別内訳	34
預貸率	34
貸出金償却	34
貸倒引当金内訳	34

### 有価証券等指標

有価証券平均残高	34
商品有価証券種類別平均残高	34
預証率	34
有価証券の時価情報	35
売買目的有価証券	35
金銭の信託	35
デリバティブ取引 (第102条第1項第5号に掲げる取引)	35

### 信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	36
----------------------------------	----

# 財務諸表

## ■ 貸借対照表

### 資産の部

(単位:百万円)

科 目	第101期 (令和5年3月期)	第102期 (令和6年3月期)
現 金	1,139	1,162
預 け 金	25,967	25,585
有 価 証 券	48,688	50,875
国 債	8,683	9,230
地 方 債	17,044	17,770
社 債	14,576	15,415
株 式	3	3
そ の 他 の 証 券	8,381	8,455
貸 出 金	85,898	88,555
割 引 手 形	201	204
手 形 貸 付	8,038	9,592
証 書 貸 付	75,174	75,554
当 座 貸 越	2,483	3,203
そ の 他 資 産	751	1,045
未 決 済 為 替 貸	51	37
信 金 中 金 出 資 金	514	734
未 収 収 益	156	237
そ の 他 の 資 産	28	36
有 形 固 定 資 産	740	785
建 物	331	354
土 地	294	294
建 設 仮 勘 定	－	1
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	113	134
無 形 固 定 資 産	22	14
ソ フ ト ウ エ ア	17	9
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4	4
前 払 年 金 費 用	397	401
繰 延 税 金 資 産	63	67
債 務 保 証 見 返	145	111
貸 倒 引 当 金	△ 1,166	△ 1,025
(うち個別貸倒引当金)	(△ 929)	(△ 805)
資 産 の 部 合 計	162,647	167,579

### 負債の部

(単位:百万円)

科 目	第101期 (令和5年3月期)	第102期 (令和6年3月期)
預 金 積 金	149,609	156,250
当 座 預 金	3,170	3,836
普 通 預 金	50,651	57,003
貯 蓄 預 金	1,519	1,562
通 知 預 金	1,631	1,669
定 期 預 金	87,814	87,327
定 期 積 金	4,289	4,050
そ の 他 の 預 金	532	801
讓 渡 性 預 金	2,000	1,500
そ の 他 負 債	539	340
未 決 済 為 替 借	15	46
未 払 費 用	254	153
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	193	37
前 受 収 益	47	48
払 戻 未 済 金	0	0
そ の 他 の 負 債	26	53
賞 与 引 当 金	36	36
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	213	213
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8	7
偶 発 損 失 引 当 金	34	36
債 務 保 証	145	111
負 債 の 部 合 計	152,587	158,496

### 純資産の部

(単位:百万円)

科 目	第101期 (令和5年3月期)	第102期 (令和6年3月期)
出 資 金	362	364
普 通 出 資 金	362	364
利 益 剰 余 金	11,430	11,883
利 益 準 備 金	360	362
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,069	11,520
特 別 積 立 金	10,800	11,000
当 期 末 処 分 剰 余 金	269	520
会 員 勘 定 合 計	11,793	12,247
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,733	△ 3,164
純 資 産 の 部 合 計	10,059	9,082
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	162,647	167,579

※貸借対照表の注記については、30~31ページに記載しております。

# 財務諸表

## ■ 損益計算書

(単位:千円)

科目	第101期 (令和5年3月期)	第102期 (令和6年3月期)
経常収益	2,516,043	2,294,150
資金運用収益	2,016,507	2,087,335
貸出金利息	1,463,409	1,441,818
預け金利息	14,017	70,731
有価証券利息配当金	526,335	562,042
その他の受入利息	12,744	12,744
役務取引等収益	143,810	143,087
受入為替手数料	52,927	54,796
その他の役務収益	90,882	88,290
その他業務収益	315,297	38,985
外国為替売買益	398	1,061
国債等債券売却益	296,483	20,511
その他の業務収益	18,415	17,413
その他経常収益	40,427	24,741
償却債権取立益	17,378	1,037
株式等売却益	21,572	22,374
その他の経常収益	1,476	1,329
経常費用	1,927,526	1,767,445
資金調達費用	62,807	60,967
預金利息	59,665	59,572
給付補償金繰入額	387	394
譲渡性預金利息	2,755	1,000
役務取引等費用	99,985	104,783
支払為替手数料	13,869	14,303
その他の役務費用	86,115	90,479

(単位:千円)

科目	第101期 (令和5年3月期)	第102期 (令和6年3月期)
その他業務費用	207,866	3,691
国債等債券売却損	171,068	2,566
国債等債券償還損	35,390	—
その他の業務費用	1,408	1,125
経費	1,453,127	1,549,169
人件費	911,366	933,857
物件費	498,174	548,860
税金	43,586	66,452
その他経常費用	103,739	48,833
貸倒引当金繰入額	73,438	38,330
株式等売却損	835	374
その他資産償却	—	217
その他の経常費用	29,465	9,910
経常利益	588,516	526,704
特別損失	228,441	18,074
固定資産処分損	10	18,074
減損損失	228,431	—
税引前当期純利益	360,075	508,629
法人税、住民税及び事業税	202,862	44,814
法人税等調整額	△45,507	△3,519
法人税等合計	157,354	41,294
当期純利益	202,720	467,335
繰越金(当期首残高)	67,027	53,569
当期末処分剰余金	269,747	520,904

## 損益計算書の注記

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 (2) 出資1口当たり当期純利益金額 64円27銭  
 (3) 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## ■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第101期 (令和5年3月期)	第102期 (令和6年3月期)
当期末処分剰余金	269,747,701	520,904,954
剰余金処分額	216,178,036	465,968,787
利益準備金	1,715,000	1,440,000
普通出資に対する配当金 (配当率)	14,463,036 (年4.0%)	14,528,787 (年4.0%)
特別積立金	200,000,000	450,000,000
繰越金(当期末残高)	53,569,665	54,936,167

# 財務諸表

## 貸借対照表の注記

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3)有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |      |        |
|------|--------|
| 建 物  | 3年～39年 |
| その他の | 2年～35年 |
- (4)無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (5)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (6)外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7)役務取引等は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金・代金取扱い等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- (8)貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計算しております。
- 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105百万円であります。
- (9)賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事事業年度に帰属する額を計上しております。
- (10)退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (11)当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を返済給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額          | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と |              |
| 最低責任準備金の額との合計額  | 1,770,192百万円 |
| 差引額             | △89,255百万円   |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
- |             |         |
|-------------|---------|
| 令和5年3月31日現在 | 0.1280% |
|-------------|---------|
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金21百万円を処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け金を掛け金拠出時の標準給与の額に兼じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (12)役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (13)睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- (14)偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (15)有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (16)会計上の見積りにより当事事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,025百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として(8)に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (17)理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額1,320百万円。
- (18)有形固定資産の減価償却累計額2,067百万円。
- (19)有形固定資産の圧縮記帳額5百万円。
- (20)貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛、出納事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (21)信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりで

あります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸資金、国外為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の合勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	513百万円
危険債権額	2,480百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	66百万円
合計額	3,061百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延していれる貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (22)手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受け手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は204百万円であります。
- (23)担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	100百万円
預け金	11百万円
担保資産に応する債務	
預金	4,465百万円

上記のほか、為替決済保証金として預け金4,000百万円、公金収納事務取扱の担保としてその他の資産200百万円を差入れております。

- (24)出資1口当たりの純資産額 1,247円18銭

- (25)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(i)信用リスクの管理  
当金庫は、貸出事務取扱規程、貸出金管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部審査課、管理課により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部資金証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(ii)市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理办法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部リスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用規程に従い行われております。

このうち、経営管理部資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資額限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を行っております。

経営管理部資金証券課で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営管理部資金証券課、リスク統括課を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告しております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第2号等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年度金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用してあります。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期限に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価が6,178百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他

# 財務諸表

のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### (III)資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

### ④金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて示しております。

### (26)金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	25,585	25,737	151
(2)有価証券	50,866	50,744	△121
満期保有目的の債券	5,081	4,959	△121
その他有価証券	45,785	45,785	-
(3)貸出金(*1)	88,555		
貸倒引当金(*2)	△1,025		
	87,529	88,718	1,188
金融資産計	163,982	165,200	1,218
(1)預金積金(*1)	156,250	156,165	△85
(2)譲渡性預金(*1)	1,500	1,500	0
金融負債計	157,750	157,665	△84

(\*1)預け金、貸出金、預金積金、譲渡性預金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### (注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

#### 金融資産

##### (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

##### (2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については(27)から(29)に記載しております。

##### (3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた額

#### 金融負債

##### (1)預金積金、譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期性預金、譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

### (注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表上額
非上場株式(*1)(*2)	3
組合出資金(*3)	5
合 計	8

(\*1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)当事業年度において、非上場株式についての減損処理は行っておりません。

(\*3)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### (27)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下(29)まで同様であります。

#### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,000	1,002
	地 方 債	2,199	2,306
	社 債	88	89
	そ の 他	—	—
小 計	3,288	3,397	109
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	社 債	592	562
	そ の 他	1,200	999
小 計	1,792	1,561	△231
合 計	5,081	4,959	△121

#### その他有価証券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表上額	取得原価	差額
貸借対照表上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—
	債 券	9,921	9,417
	国 債	—	—
	地 方 債	5,709	5,416
	社 債	4,212	4,001
そ の 他	736	708	27
小 計	10,658	10,126	531

	種類	貸借対照表上額	取得原価	差額
貸借対照表上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	28,613	31,548	△2,934
	国 債	8,230	9,020	△790
	地 方 債	9,861	10,990	△1,129
	社 債	10,521	11,536	△1,015
	そ の 他	6,513	7,275	△761
	小 計	35,127	38,823	△3,696
	合 計	45,785	48,950	△3,164

### (28)当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	4,442	20	2
国 債	2,556	18	2
地 方 債	288	0	—
社 債	1,598	2	—
そ の 他	737	22	—
合 計	5,179	42	2

### (29)減損処理を行った有価証券

売買目的の有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①期末日における時価の下落率が取得原価に比べ50%以上下落した場合。②期末日における時価の下落率が過去2年間における時価の下落率に比べ30%以上50%未満である場合のいずれかが該当する場合としています。

市場価格のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価に比べ50%以上下落した場合は時価下落相当額を帳簿価額より減損処理し貸借対照表上額としております。

なお、当事業年度においては減損処理は行っておりません。

(30)当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,687百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,332百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(毎年毎月)に定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(31)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	226百万円
偶発損失引当金	9百万円
役員退職慰労引当金	58百万円
減価償却費	8百万円
賞与引当金	10百万円
減損損失	27百万円
その他有価証券評価差損	873百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	1,228百万円
評価性引当額	△1,161百万円
繰延税金資産合計	67百万円

(32)当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 6百万円

## 会計監査人の監査

令和5年3月期および令和6年3月期の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人銀河の監査を受けております。

## 財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性の確認

令和5年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月18日

日高信用金庫 理事長 大沼 孝司

# 経営指標

## ■ 業務粗利益

(単位:千円、%)

	令和5年3月期	令和6年3月期
資金運用収支	1,953,699	2,026,368
資金運用収益	2,016,507	2,087,335
資金調達費用	62,807	60,967
役務取引等収支	43,824	38,304
役務取引等収益	143,810	143,087
役務取引等費用	99,985	104,783
その他業務収支	107,431	35,294
その他業務収益	315,297	38,985
その他業務費用	207,866	3,691
業務粗利益	2,104,955	2,099,966
業務粗利益率	1.271	1.240

(注)業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$ 

## ■ 業務純益

(単位:千円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
業務純益	665,079	602,922
実質業務純益	680,617	585,722
コア業務純益	590,591	567,777
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	625,981	567,777

(注)1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

## ■ 資金運用収支の内訳

(単位:平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平均残高		利息		利回り	
	令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
資金運用勘定	165,514	169,258	2,016,507	2,087,335	1.21	1.23
うち貸出金	83,217	83,354	1,463,409	1,441,818	1.75	1.72
うち預け金	26,727	30,487	14,017	70,731	0.05	0.23
うち有価証券	55,053	54,897	526,335	562,042	0.95	1.02
資金調達勘定	154,701	158,125	62,807	60,967	0.04	0.03
うち預金積金	151,703	156,129	60,052	59,967	0.04	0.03
うち譲渡性預金	2,997	1,995	2,755	1,000	0.09	0.05

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和5年3月期57百万円、令和6年3月期68百万円)を控除して表示しております。

## ■ 利鞘

(単位: %)

	令和5年3月期	令和6年3月期
資金運用利回	1.21	1.23
資金調達原価率	0.96	0.99
総資金利鞘	0.25	0.23

## ■ 利益率

(単位: %)

	令和5年3月期	令和6年3月期
総資産経常利益率	0.35	0.30
総資産当期純利益率	0.12	0.27

(注)総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$ 

## ■ 受取・支払利息の分析

(単位:千円)

	令和5年3月期			令和6年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	24,800	29,283	54,083	10,275	60,553	70,828
うち貸出金	9,947	19,012	28,960	2,541	△24,133	△21,591
うち預け金	887	△5,798	△4,910	8,871	47,841	56,713
うち有価証券	13,964	16,068	30,033	△1,178	36,886	35,707
支払利息	974	△5,048	△4,074	905	△2,745	△1,840
うち預金積金	977	△4,448	△3,471	1,431	△1,517	△85
うち譲渡性預金	△3	△600	△603	△525	△1,228	△1,754

(注)残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

# 預金指標／貸出金指標

## ■ 預金積金および譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
流動性預金	58,506	62,389
うち、有利息預金	49,368	53,298
定期性預金	92,840	93,333
うち、固定金利定期預金	88,296	89,076
うち、変動金利定期預金	6	6
その他の	356	406
計	151,703	156,129
譲渡性預金	2,997	1,995
合計	154,701	158,125

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期預金

## ■ 定期預金残高 (単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
定期預金	87,814	87,327
固定金利定期預金	87,808	87,321
変動金利定期預金	6	6

## ■ 貸出金平均残高 (単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
手形貸付	6,539	6,525
証書貸付	74,662	74,863
当座貸越	1,756	1,805
割引手形	259	160
合計	83,217	83,354

## ■ 貸出金残高 (単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
貸出金	85,898	88,555
変動金利	40,878	43,871
固定金利	45,020	44,684

## ■ 貸出金の担保別内訳 (単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
当金庫預金積金	860	675
有価証券	—	—
動産	279	350
不動産	31,712	32,433
その他の	60	16
計	32,913	33,476
信用保証協会・信用保険	13,356	13,405
保証	8,072	5,782
信用	31,556	35,891
合計	85,898	88,555

## ■ 債務保証見返の担保別内訳 (単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
当金庫預金積金	92	42
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	48	48
その他の	—	—
計	140	90
信用保証協会・信用保険	0	0
保証	4	0
信用	—	20
合計	145	111

## ■ 貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

	令和5年3月期		令和6年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	58,208	67.76	59,202	66.85
運転資金	27,690	32.24	29,353	33.15
合計	85,898	100.00	88,555	100.00

# 貸出金指標／有価証券等指標

## ■ 貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	令和5年3月期			令和6年3月期		
	貸出先	貸出金残高	構成比	貸出先	貸出金残高	構成比
製造業	60	4,037	4.69	65	5,067	5.72
農業、林業	64	3,683	4.28	69	4,015	4.53
漁業	16	66	0.07	14	57	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	2	443	0.51	2	390	0.44
建設業	120	6,005	6.99	118	5,609	6.33
電気・ガス・熱供給・水道業	13	706	0.82	14	674	0.76
情報通信業	8	76	0.08	7	78	0.08
運輸業、郵便業	18	611	0.71	17	576	0.65
卸売業、小売業	155	4,160	4.84	152	4,056	4.58
金融業、保険業	9	1,614	1.87	7	1,102	1.24
不動産業	311	36,817	42.86	318	37,262	42.07
物品賃貸業	9	1,750	2.03	9	2,439	2.75
学術研究、専門・技術サービス業	20	538	0.62	21	542	0.61
宿泊業	15	278	0.32	14	271	0.30
飲食業	77	573	0.66	75	526	0.59
生活関連サービス業、娯楽業	42	1,129	1.31	44	948	1.07
教育、学習支援業	4	337	0.39	5	319	0.36
医療、福祉	46	1,275	1.48	42	1,259	1.42
その他のサービス	65	1,514	1.76	62	1,593	1.79
小計	1,054	65,622	76.39	1,055	66,790	75.42
地方公共団体	8	8,742	10.17	10	9,646	10.89
個人	2,520	11,533	13.42	2,451	12,118	13.68
合計	3,582	85,898	100.00	3,516	88,555	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ■ 預貸率

(単位: %)

	令和5年3月期	令和6年3月期
期末預貸率	56.65	56.13
期中平均預貸率	53.79	52.71

(注)預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 

## ■ 貸出金償却

該当するものはありません。

## ■ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年3月期	221	237	—	221
	令和6年3月期	237	219	—	237
個別貸倒引当金	令和5年3月期	892	929	20	871
	令和6年3月期	929	805	179	750
合計	令和5年3月期	1,114	1,166	20	1,093
	令和6年3月期	1,166	1,025	179	987

## ■ 有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期
国債	9,472	10,392
地方債	20,669	18,899
社債	15,949	16,223
株式	3	3
投資信託	1,461	1,384
外国証券	7,380	7,903
その他の証券	116	91
合計	55,053	54,897

## ■ 商品有価証券種類別平均残高

該当するものはありません。

## ■ 預証率

(単位: %)

	令和5年3月期	令和6年3月期
期末預証率	32.11	32.25
期中平均預証率	35.58	34.71

(注)預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

# 有価証券等指標

## ■ 有価証券の時価情報

### 【満期保有目的の債券】

(単位:百万円)

	種類	令和5年3月期			令和6年3月期		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	2,200	2,214	14	1,000	1,002	2
	地方債	3,399	3,538	138	2,199	2,306	106
	社債	216	218	1	88	89	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	5,816	5,970	154	3,288	3,397	109
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	43	43	△0	592	562	△30
	その他	1,200	1,033	△166	1,200	999	△200
	小計	1,243	1,076	△167	1,792	1,561	△231
合計		7,060	7,047	△12	5,081	4,959	△121

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券です。

3.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

### 【その他有価証券】

(単位:百万円)

	種類	令和5年3月期			令和6年3月期		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	9,780	9,120	660	9,921	9,417	503
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	5,698	5,318	380	5,709	5,416	293
	社債	4,081	3,802	279	4,212	4,001	210
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	662	639	23	736	708	27
	小計	10,443	9,760	683	10,658	10,126	531
	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	24,662	26,251	△1,588	28,613	31,548	△2,934
	国債	6,483	6,764	△281	8,230	9,020	△790
合計	地方債	7,945	8,588	△642	9,861	10,990	△1,129
	社債	10,233	10,898	△664	10,521	11,536	△1,015
	その他	6,513	7,342	△828	6,513	7,275	△761
	小計	31,176	33,593	△2,417	35,127	38,823	△3,696
	合計	41,620	43,353	△1,733	45,785	48,950	△3,164

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。

3.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

### 【市場価格のない株式等および組合出資金】

(単位:百万円)

	令和5年3月期		令和6年3月期	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式		3		3
組合出資金		4		5
合計		7		8

## ■ 売買目的有価証券

該当するものはありません。

## ■ 金銭の信託

該当するものはありません。

## ■ デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当するものはありません。

# 信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権

## ■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年3月期	581	581	165	416	100.00	100.00
	令和6年3月期	513	513	185	328	100.00	100.00
危険債権	令和5年3月期	3,453	3,287	2,775	512	95.21	75.65
	令和6年3月期	2,480	2,343	1,865	477	94.45	77.62
要管理債権	令和5年3月期	218	83	51	32	38.31	19.55
	令和6年3月期	66	59	49	9	90.20	60.49
三ヶ月以上 延滞債権	令和5年3月期	—	—	—	—	—	—
	令和6年3月期	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	令和5年3月期	218	83	51	32	38.31	19.55
	令和6年3月期	66	59	49	9	90.20	60.49
小計(A)		4,253	3,953	2,991	962	92.94	76.22
		3,061	2,916	2,101	815	95.28	84.98
正常債権(B)	令和5年3月期	81,835					
	令和6年3月期	85,696					
総与信残高 (A)+(B)	令和5年3月期	86,089					
	令和6年3月期	88,757					

- (注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三ヶ月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

# 信用金庫法等で定められた開示項目索引

## 信用金庫法で定められた開示項目索引

1.金庫の概況および組織に関する事項	
①事業の組織	07
②理事・監事の氏名および役職名	07
③会計監査人の氏名または名称	31
④事務所の名称および所在地	17
2.金庫の主要な事業の内容	07
3.金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	05
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	05
②経常利益または経常損失	05
③当期純利益または当期純損失	05
④出資総額および出資総口数	05
⑤純資産額	05
⑥総資産額	05
⑦預金積金等残高	05
⑧貸出金残高	05
⑨有価証券残高	05
⑩単体自己資本比率	05
⑪出資に対する配当金	05
⑫役員数	05
⑬職員数	05
⑭会員数	05
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益	32
イ.資金運用収支、役務取引等収支、およびその他業務収支	32
ウ.資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	32
エ.受取利息および支払利息の増減	32
オ.総資産経常利益率	32
カ.総資産当期純利益率	32
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	33
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	33
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	33
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33
ウ.担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	33
エ.使途別の貸出金残高	33
オ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	34
カ.預貸率の期末値および期中平均値	34
④有価証券に関する指標	
ア.有価証券の種類別の残存期間別の残高	22
イ.商品有価証券の種類別の平均残高	34
ウ.有価証券の種類別の平均残高	34
エ.預証率の期末値および期中平均値	34
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	11
(2)法令遵守の体制	08
(3)中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況	14
(4)金融ADR制度への対応	
(苦情処理措置・紛争解決措置等の概要)	10
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28~29
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	36
②危険債権	36

③三ヶ月以上延滞債権(貸出金のみ)	36
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	36
⑤正常債権	36
(3)次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
①有価証券	35
②売買目的有価証券	35
③金銭の信託	35
④デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)	35
(4)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	34
(5)貸出金償却の額	34
(6)会計監査人の監査	31
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	
	27

## 信用金庫法および金融再生法で定められた開示項目索引

信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権	36
---------------------	----

## 自己資本比率規制による開示項目索引

自己資本の構成に関する開示事項	19
-----------------	----

### 定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要	20
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
3.信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーおよび証券化エクスポートージャーを除く)	21
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	21
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	24
5.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	24
6.証券化エクスポートージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	24
7.オペレーションナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	25
8.出資等エクスポートージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	25
9.金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	26

### 定量的な開示事項

1.自己資本の充実度に関する事項	20
2.信用リスクに関する事項	
(1)信用リスクに関するエクスポートージャーおよび主な種類別の期末残高	21
(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	22
(3)業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	23
(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートージャーの額等	23
3.信用リスク削減手法に関する事項	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー	24
4.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
5.証券化エクスポートージャーに関する事項	
(1)保有する証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	24
(2)保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等	24
(3)保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無	24
6.出資等エクスポートージャーに関する事項	
(1)貸借対照表上額および時価等	25
(2)出資等エクスポートージャーの売却および償却に伴う損益の額	25
(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	25
(4)貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	25
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項	25
8.金利リスクに関する事項	26



QRコードから  
日高信用金庫ホームページへ  
アクセスできます。  
<http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>

